

## 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消処分について

介護保険法の規定に基づき、下記のとおり2件について、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を取り消しますのでお知らせします。

なお、本件は、本市において当該サービスに係る事業者の指定権限を有することとなった平成18年度以降、初めての指定取消処分です。

### 1 対象事業者（その1）

#### （1）法人

- |         |               |
|---------|---------------|
| ① 名 称   | 彩和株式会社        |
| ② 代 表 者 | 代表取締役 成 山 信 行 |

#### （2）事業所

- |             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| ① 名 称       | グループホーム千代の夢                   |
| ② 所 在 地     | 越谷市大字恩間新田383番地1               |
| ③ 介護保険事業所番号 | 1190800027                    |
| ④ サービス種別    | 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| ⑤ 指 定 年 月 日 | 平成18年4月1日                     |
| ⑥ 処 分 内 容   | 指定取消                          |
| ⑦ 根 拠 法 令   | 介護保険法第78条の10第8号、同法第115条の19第7号 |
| ⑧ 取 消 理 由   | 不正請求                          |

- ・ 介護職員の配置について、平成25年4月から平成28年9月まで、人員基準を満たしていなかった。
- ・ 計画作成担当者の配置について、平成25年6月から平成28年9月まで、人員基準を満たしていなかった。

上記の事実にもかかわらず、平成25年8月から平成28年9月まで減算の規定を適用せずに介護報酬を不正に請求した。

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| ⑨ 不正請求額 | 49,938,048円（利用者自己負担分を除く。） |
|---------|---------------------------|

※ 平成29年3月31日 現在

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ⑩ 取消処分年月日 | 平成29年5月1日 |
|-----------|-----------|

※ ただし、指定取消年月日は、利用者のサービスの円滑な移行・確保を図るため平成29年6月1日とする（5月31日までは介護保険法に基づくサービス提供が可能）。

## 2 対象事業者（その2）

### （1）法人

- ① 名 称 株式会社 飛鳥  
② 代 表 者 代表取締役 土 井 千代子

### （2）事業所

- ① 名 称 グループホーム飛鳥の夢 大道  
② 所 在 地 越谷市大字大道165番地  
③ 介護保険事業所番号 1190800241  
④ サービス種別 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護  
⑤ 指 定 年 月 日 平成25年4月1日  
⑥ 処 分 内 容 指定取消  
⑦ 法 令 根 拠 介護保険法第78条の10第8号、同法第115条の19第7号  
⑧ 取 消 理 由 不正請求  
・介護職員の配置について、平成25年4月から平成27年2月まで及び平成27年4月から平成28年10月まで、人員基準を満たしていなかった。  
・計画作成担当者の配置について、平成25年4月から平成28年7月まで、人員基準を満たしていなかった。  
上記の事実にもかかわらず、平成25年6月から平成28年9月まで、減算の規定を適用せずに介護報酬を不正に請求した。  
⑨ 不正請求額 49,472,202円（利用者自己負担額除く。）  
※ 平成29年3月31日 現在  
⑩ 取消処分年月日 平成29年5月1日  
※ ただし、指定取消年月日は、利用者のサービスの円滑な移行・確保を図るため平成29年6月1日とする（5月31日までは介護保険法に基づくサービス提供が可能）。

## 3 介護報酬の返還

今後、不正に受領していた介護報酬の金額を確定し、加算金を含めて返還を求める。また、時効により消滅した介護報酬についても、当該事業者自主返還を求める。

## 4 指定介護機関の指定取消について

介護保険法に基づく指定取消に伴い、当該2つの事業所が生活保護法に基づく指定介護機関のみなし指定を受けていたことから、生活保護法第51条第2項第4号の規定により、平成29年6月1日付けで指定介護機関の指定の効力も失うこととなる。